

調査票記入上の注意

調査票記入あたりまして、下記の説明をよくお読みの上、ご回答ください。
番号や記号を選択する設問については、該当する番号や記号を1つだけ枠内に記入してください。年齢、時間、金額等の数字で回答する設問については、マスの中に1字ずつ記入してください。
なお、調査票上部の、※印のついている箇所は大学担当者使用欄ですので、何も記入しないでください。

(1) 在籍区分

学部・短大生の方→ [a.] のみ回答してください。

大学院生の方→ [b.] のみ回答してください。

- [b.] 1. 修士課程…修士課程、博士前期課程、一貫制博士課程の前期2年（医・歯・獣医を除く）
2. 博士課程…博士後期課程、一貫制博士課程の後期3年、一貫制博士課程（医・歯・獣医）
3. 専門職学位課程…法科、教職、会計、技術経営大学院等の専門職学位の取れる大学院課程

(4) 居住形態

「1. 自宅」…家族と同居している場合。（持家、借家、社宅等を問わない。）

「2. 学寮（寄宿舎）」…大学直営の宿舎、大学が借り上げている宿舎や公益法人等が経営している学生のための寄宿舎に居住している場合。

「3. 下宿、アパート、その他」…賃貸、学生マンション、親戚・知人宅を含み、修学のため家族と別居している場合。

(5) 通学時間

現在の居住地から、大学及び短期大学まで通学に要する片道の時間を、分単位で記入してください。通学しているキャンパスが複数ある場合は、主に通学しているキャンパスまでの時間を記入してください。

(6) 学校所在地

現に通学している大学・短期大学の所在地に該当する番号を記入してください。（通学しているキャンパスが複数ある場合は、主に通学しているキャンパスの所在地に該当する番号を記入してください。）

(8) 高校卒業時の居住地

あなたが、高校卒業時に住んでいた都道府県名を記入してください。高等学校卒業程度認定試験（旧 大学入学資格検定）等により入学された方は、入学直前に住んでいた都道府県名を記入してください。なお、入学前の居住地が海外の場合はその国・地域名を記入してください。

(9) 学科（専攻）系統の別

あなたが在籍している学科（専攻）の学科系統について、P3 [別表1] の学科（専攻）系統分類表から該当する番号を1つ選び、記入してください。

(10) 学年別

現在の学年を記入してください。一貫制博士課程の後期3年生の方は、博士課程の1年生としますので、第1学年を選んでください。留年、休学等は学年に数えません。例）4年生を留年して、現在5年目の場合→第4学年を選択

(11) 年間収入額（平成19年12月～平成20年11月、平成20年度入学者のみ平成20年4月～平成21年3月）

平成20年11月分の収入を基準として、年間収入額ができるだけ正確なものとなるよう、下記1・2のように算定し、その合計を記入してください。

1. 毎月定例的な収入は、20年11月分の12倍

2. 特定時期あるいは臨時的な収入は、19年12月から20年11月までの実際の収入額

例：「(a) 家庭からの給付」

毎月30,000円ずつ送金を受け、その他に授業料（1年分700,000円）をあなたを経由せず、家庭が支払った場合

$(30,000円 \times 12ヶ月) + 700,000円 = 1,060,000円$ → (a) に記入

ただし、20年度に入学された方については、20年4月から11月までの収入額は上記1・2のように算定し、20年12月から21年3月までの収入額は、推定した額とします。その合計額を記入してください。

なお、(a)～(k)で該当する収入がない場合、「千」の欄に「0」を記入してください。

(a) 家庭からの給付

現金、現物（時価に換算）を問わず、あなたが家庭から給付を受けた額及び家庭があなたに代わって直接支払った額をすべて合計した金額を記入してください。

※入学時の特別納付金（入学金、入学初年度のみ支払う納付金。）のために受けた給付は、除いてください。

※自宅通学者の場合は、家庭内でとる食事代等、家庭から一般的に支出されるもので、あなたの分として区分し難い費用に充てたものは除いてください。なお、自宅外通学者でも、自宅に帰省中の時期は、自宅通学者と同様に計算してください。

(b) 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方は、その年額を記入してください。

※機関保証料を払っている方は、保証料を差し引く前の金額を記入してください。

(c) 日本学術振興会の研究奨励金

大学院博士課程に在籍する方で、日本学術振興会から特別研究員として研究奨励金を受けている場合は、その年額を記入してください。

(d) 大学からの奨学金等（貸与制は（f）に記入）

大学独自の学内奨学金や、大学からの授業料免除名目で給付される奨学金を受けている場合は、その年額を記入してください。ただし、貸与制の奨学金は（f）に記入してください。

(e) 大学以外の機関による奨学金等 (貸与制は (f) に記入)

地方公共団体あるいは民間の奨学金事業団体等から受ける奨学金・奨励金や、授業料免除名目で給付される奨学金を受けている場合は、その年額を記入してください。ただし、貸与制の奨学金は (f) に記入してください。

(f) その他の貸与制の奨学金等

上記(b)日本学生支援機構の奨学金以外に、貸与制の奨学金等を受けている場合は、その年額を記入してください。

(g) ティーチング・アシスタント (TA)

大学院に在籍する方が、大学に雇用され、セミナーの指導、実験・実習の指導、試験の実施、学部学生の講義等を担当し、その対価として支給される給付金のことです。※なお、この調査では、TAを「アルバイト」と位置付けるため、TAによる収入がある方は、アルバイトに関する設問【(17)、(18)、(19)】も忘れずに回答してください。

(h) リサーチ・アシスタント (RA)

大学院に在籍する方が、大学教員の研究補助者として雇用されるもので、学生の研究補助事業業務に対する対価として支給される給付金のことです。※なお、この調査では、RAは「アルバイト」と位置付けるため、RAによる収入がある方は、アルバイトに関する設問【(17)、(18)、(19)】も忘れずに回答してください。

(i) アルバイト

次の(j)の説明による「定職」にあてはまらないもので、学生生活を送るうえで、学費又は生活費を補うために働いて得た報酬のことです。税込額を記入してください。

(j) 定職収入

「定職」とは、社会的に一定の職業を持ち、その収入によってあなた又は家族の生活の全部又は大部分を継続的に賄っている場合です。あなたの定職収入額 (税込) を記入してください。

(k) その他

あなたの資産から生ずる利子収入・配当収入等のうちあなたの分として充てた額や、あなたが奨学金以外で借り入れをして今回調査期間中の支出に充てた額など、前述の(a)~(j)に該当しない全ての収入を記入してください。※平成19年11月以前のあなたの貯蓄等を取り崩して今回調査期間中の支出に充てた額も含みます。

(12) 年間支出額

20年11月分の支出を基準として、(11)「年間収入額」で説明した算定方法に準じて、「毎月定例的な支出」及び「特定時期あるいは臨時的な支出」を算定し、年間の支出額ができるだけ正確なものとなるようにしてください。

※なお、(A)~(J)で該当する支出がない場合、「千」の欄に「0」を記入してください。

	項目名	説明
(A)	授業料	平成20年度分の年額を記入してください。ただし、授業料を減額又は免除されている方は、減免後、実際に納入する額を記入してください。(全額免除された方は「千」の欄に「0」を記入してください。)
(B)	その他の学校納付金	授業料以外に学校に納めなければならない費用で、施設整備費、実験実習費、後援会費等のことです。20年度分の年額を記入してください。なお、 <u>入学時の特別納付金(入学金、入学初年度のみ支払う納付金)は除いてください。</u>
(C)	修学費	上記(A)、(B)以外に正課教育を受けるためにあなたが支出した経費です。 例)教科書・参考図書・実習材料・文具類の購入費・実習旅行費・実習を受けるために加入した保険料等
(D)	課外活動費	サークル活動や自治会活動等、正課教育以外のために支出した経費です。例)サークル会費・合宿費・遠征費・用具購入費・自治会費等(毎年納入するものをまとめて支払った場合も含みます。)※ただし、あなたの個人的な趣味、娯楽、レクリエーション等の費用は(I)に記入してください。
(E)	通学費	通学のための定期券代や通学に要する経費です。自転車、バイク、自動車等のガソリン代、維持費等も含みます。
(F)	食費	自宅通学者… <u>外食した時の経費だけを記入してください。</u> 自宅外通学者… <u>外食、自炊のための材料費、食事付きの下宿等で下宿に食費として支払う額の合計額を記入してください。ただし、間食代やし好品のものは除いてください。自宅に帰省中の時期は、外食した時の経費だけを記入してください。</u>
(G)	住居・光熱水費	自宅通学者… <u>記入する必要はありません。</u> 自宅外通学者… <u>家主等に支払う部屋代(管理費、共益費等含む)、光熱水費、暖房費等の合計額を記入してください。なお、食事付きの下宿等で食費等と一括して支払っている場合でも、住居・光熱水費分を算出し、記入してください。</u>
(H)	保健衛生費	診療代・薬代・理髪美容代・化粧品代等・銭湯代です。
(I)	娯楽・嗜好費	趣味、レクリエーション等の費用及びインターネットのプロバイダー代、酒、タバコ、間食代等です。
(J)	その他の日常費	被服・通信費(携帯電話・電話代等)・交通費(通学費を除く)・日本学生支援機構奨学金の保証料や上記(A)~(I)に含まれない日常的な経費を、すべて記入してください。

(16) 授業料免除

在籍する大学等に授業料免除の制度がない場合は、「5. 申請しなかった」を選んでください。

(18) アルバイトの従事職種

※(11)で(g)(h)(i)いずれかの欄に金額を記入した方のみ回答してください。

P4[別表2]アルバイト従事職種一覧から、該当する番号を1つ選んでください。

(20) 生活時間

記入日から遡った直近1週間(7日間)の生活時間について記入してください。項目1～5までの活動についてのみ記入し、その他の活動について記入する必要はありません。単位は「時間」で、小数点以下は四捨五入してください。「3. 大学以外の学習」には、ダブルスクール、英会話学校や通信講座等が該当します。

(23) 主たる家計支持者の世帯区分

P4[別表3]世帯区分表から該当する番号を1つ選んでください。(世帯員のうち、最も多くの金額を家計に入れている方の職業により世帯区分を決定してください。)

(24) 家庭の年間所得総額

1. 世帯全員が、19年12月から20年11月までの間に得た所得の総額を記入してください。(ただし、あなたの所得及びあなた以外の世帯員で学校に在学する者が得た所得は除きます。)

2. あなたが結婚等により独立の家庭を構成している場合は、その独立家庭の所得総額を記入してください。

(注) この項目は、この調査で極めて重要な意味を持つものです。家庭とよく連絡をとっていただき、できるだけ正確な金額を記入してください。次の①～④所得の種類別に調べた額を合計した金額を記入してください。なお、金額の計算にあたってはすべて税込額で行ってください。

- ①事業所得 個人が経営する農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業等から生ずる所得でその年中の総収入から事業経営に必要な経費を控除した額(農業、小売業等で生産品又は商品を自家消費した場合は、時価に換算した見積額を所得に加算してください。)
- ②給与所得 俸給、給料、賃金、歳費、賞与等労務又は役務の対価として受けた総額。
- ③資産所得 利子所得、配当所得、不動産所得等、資産から生ずる所得の総額。
- ④その他の所得 恩給、年金、家庭の内職収入及び世帯員以外の者からの経済的援助等の総額とし、退職金、財産売却、相続等のため、臨時的に得た収入及び借入金は計算しないでください。

(25) 大学(大学院)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学する兄弟姉妹の数

上記の学校に正規の学生として在学する兄弟姉妹の数を記入してください。ただし、定職(下記(26)参照)がある兄弟姉妹は含めないでください。

(26)のa 定職

「定職」とは、あなたが社会的に一定の職業を持ち、その収入によってあなた又は家族の生活の全部又は大部分を継続的に賄っている場合をいいます。あなたに定職がある場合、P4の[別表3]世帯区分表から該当する番号を1つ選んでください。

(27) 入学時の特別納付金

※平成20年度入学者のみ記入してください。入学料、入学時にのみ支払う施設設備費等の額を記入してください。

[別表1]**学科(専攻)系統分類表**

番号	学科系統	説 明
1	文・法・政・経・商系	【人文科学】文学、史学、哲学、その他人文科学に分類される学科及び専攻、【社会科学】法学、政治学、商学、経済学、社会学、その他社会科学に分類される学科及び専攻、【教育】教育学、その他教育学に分類される学科及び専攻(教員養成を目的とする学科及び専攻は、6番の教員養成系とする。体育学は、7番のその他とする。)、【その他】教養学、をいう。
2	理・工系	【理学】数学、物理学、化学、生物、地学、その他理学に分類される学科及び専攻、【工学】機械工学、電気通信工学、土木建築工学、応用化学、応用理学、原子力工学、鉱山学、金属工学、繊維工学、船舶工学、航空工学、経営工学、工芸学、その他工学に分類される学科及び専攻をいう。
3	農系	【農学】農学、農芸化学、農業工学、農業経済学、林学、林産学、獣医学畜産学、水産学、その他農学に分類される学科及び専攻をいう。
4	薬系	【保健】薬学、その他これに類する学科及び専攻をいう。
5	医・歯系	【保健】医学、歯学の各学科及び専攻をいう。
6	教員養成系	【教育】教員養成を目的とする各学科及び専攻をいう。(【教育】に分類されるが、教員養成を目的としない学科及び専攻は、1番の文・法・政・経・商系とする。)
7	その他	【家政】家政学、食物学、被服学、住居学、児童学、【保健】看護学、その他保健に分類される学科及び専攻、【教育】体育学、【芸術】芸術、デザイン、音楽、その他これに類する学科及び専攻、【その他】1～6番の分類に当てはまらない学科及び専攻をいう。

〔別表2〕 アルバイト従事職種一覧

番号	従事職種	説明
1	家庭教師等	家庭教師、塾講師
2	事務	一般事務、計算事務、その他事務
3	軽労働	販売、接客、調理、清掃、警備、包装、箱詰、選別、整理、封入、発送、配布、荷造り、その他の軽労働
4	重労働・危険作業	土木・水道工事、倉庫整理、重量物運搬、重量物荷造り、高温作業、低温作業、プレス、ボール盤、裁断作業、建築中の現場作業、建物の倒壊作業、高所の屋外作業、農業、劇薬取り扱い作業、その他の重労働・危険作業
5	特殊技能・その他	TA、RA、通訳、翻訳、製図、その他1～4番の職種に当てはまらないもの

〔別表3〕 世帯区分表

番号	世帯区分	世帯区分内訳	基準	内容例示
1	勤労者世帯	民間職員、官公職員	民間の会社、商店、病院、学校、工場等、官公庁又は官公立の病院、学校等に勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者 なお、「3」の法人経営者に分類する者は除く。	一般事務員、課長、所長、検事、判事、船長、高級船員、駅長、学校長、教員、警察官、消防士、現場監督、新聞記者、薬剤師、工場長、研究者、機械技術者、電気技術者、大学助手、電話交換手、通信士、撮影スタッフ、勤務医、看護師、外交員、デザイナー、保健師、講師、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、図書館司書、SE、プログラマー、速記者など
		労務作業	民間又は官公庁に長期間雇用され、主として肉体・技能労働に従事している者	販売店員、配膳員、工事人、印刷工、電車運転士、自動車運転手、普通船員、車掌、配達員、集金人、警備員、守衛、用務員、清掃員、新聞配達人、左官、とび職、理容師など
2	個人営業世帯	商人、職人、個人経営者	独立して商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主 独立して個人組織で商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者	菓子店主、小売店主、写真店主、書店主、理髪店主、行商、大工（個人営業）、植木職、アパート経営者、個人タクシー運転手など 大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、不動産経営者、食堂経営者など
		法人経営・自由業世帯	法人経営者	法人組織（合名、合資、有限、株式会社等）で、家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員。なお、「1」に分類される者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。
3	自由業世帯	自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者。ただし「1」の分類にあてはまらない者	弁護士、公認会計士、開業医、助産師、マッサージ師、僧侶、神職、画家、著述家、作曲家、評論家、コンサルタントなど
		農業・林業・水産世帯	農業・林業・海水産業従事者	独立して農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者
4	その他の世帯	その他	「1」～「4」の分類にあてはまらない者	議員、芸能人（歌手、俳優など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士など）、内職者など
		無職	職業のない者	年金生活者、失業者、主婦、住込の家事使用人、住込の営業上の使用人など